

別記様式第五（第八条の五関係）

| 制限外牽引の許可申請書   |                          |               |                   |                                |
|---|--------------------------|---------------|-------------------|--------------------------------|
| 提出日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日   |                          |               |                   |                                |
| 大分県 公安委員会 殿   |                          | 申請車両の運転手住所、氏名 |                   |                                |
| 住所 大分県大分市〇〇丁目〇番〇号   |                          |               |                   |                                |
| 申請者 氏名 大分 太郎  |                          |               |                   |                                |
| 申請者の免許の種類   | 大型・けん引                   |               | 免許証番号             | 123456789123                   |
| 牽引する自動車   | 種類                       | トラクタ          | 番号標に表示されている番号     | 大分 100 あ 0000<br>大分 900 を 0000 |
| 牽引される車両   | 種類                       | ポールトレーラー      | 台数                | 1台                             |
| 牽引の全長   | 27.0 m                   |               | 運搬品名              | 変圧器                            |
| 牽引の方法   | ポールトレーラーによるけん引           |               |                   |                                |
| 全長が25mを超える場合は、けん引する自動車の前端から後端までの長さ（車体から貨物がはみ出てもはみ出している貨物の長さは含みません。） | 令和〇年〇月〇日〇時から令和〇年〇月〇日〇時まで |               |                   |                                |
|   | 出発地                      | 経由地           | 目的地               |                                |
|   | 佐伯市〇〇                    | 大分市           | 中津市〇〇             |                                |
|   | 通行する道路                   |               | 佐伯市〇〇～国道10号～中津市〇〇 |                                |
| 第 号 制限外牽引許可証  |                          |               |                   |                                |
| 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。   |                          |               |                   |                                |
| 条 件   |                          |               |                   |                                |
| 年 月 日   |                          |               |                   |                                |
| 大分県公安委員会  |                          |               |                   | 印                              |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大分県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大分県を被告として（代表者は大分県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。